

日田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則等の一部改正について（趣旨）

1. 改正の目的・理由

厚生労働省が定めた指定申請等の標準様式の活用について、厚生労働省が通知を発出したことを踏まえ、本規則で定める様式の見直しを行うに当たり、所要の措置を講ずること。

2. 改正の経緯

- (1) 介護サービス事業者等（以下「事業者」という。）が都道府県知事又は市町村長に対して行う指定申請や変更届出等の手続きにおいて、様式が自治体ごとに独自に定められている現状があり、申請様式が自治体ごとに異なることで、事業者に事務負担が生じていること。
- (2) 上記のことから、厚生労働省は、事業者の事務負担の軽減を図るため、指定申請等の標準様式を定め、各自治体に当該様式の活用についての通知を発出したこと。
- (3) これを受け、本市においても、本規則で定める様式を当該標準様式に見直すこと等の所要の措置を講ずること。

3. 改正の内容

- (1) 本則改正
上記2を踏まえ、本規則で定める一部の様式の名称を変更すること。
- (2) 様式改正
上記2を踏まえ、本規則で定める様式を標準様式に準じた様式に改正を行うこと。

4. 施行の時期

- (1) 施行日 この規則は、公布の日から施行する。
- (2) 経過措置 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすこと。

5. 意見公募をしなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由：他法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であるため